

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・ 財産形成住宅預金（期日指定定期型）
2. 期間	・ 積立期間は5年以上で、年1回以上の預入が必要です。 ただし、積立期間5年未満でも要件を満たす目的での払戻しは可能です。 ・ 預入毎に「3年後の応当日をあらかじめ満期日とする期日指定定期預金」を作成します。 ・ 自動継続の取扱により、最長預入期限(3年)毎の期間で満期日を順延します。 ・ 預入毎の期日指定定期預金の満期日は、預入日（自動継続の場合はその継続日）から1年経過した後は変更することができます。
3. ご利用可能な方	・ 当行と財産形成住宅預金の取扱契約を締結した企業（以下「事業主」といいます。）の勤労者の方で、財産形成住宅預金契約時に満55歳未満の方 ・ おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
4. お預入れ方法	・ 事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引きして預入します。 ・ 同一日に預入された預金は、これを取りまとめ1件の期日指定定期預金とします。 ・ 預入金額は100円以上で1円単位です。
5. 払戻方法 （払戻要件）	・ 自己の居住する住宅取得費用および増改築費用等の支払いに充てる場合に限定されます。 ・ 住宅の取得・増改築等を行う前に積立残高の90%まで、一度限り一部払戻しができます。 この場合、一部払い戻しの日から2年以内かつ住宅取得の日から1年以内に残額を払い出す必要があります。払い戻しには住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなど、所定の書類が必要になります。 ・ 積立金額の一部払い戻しは1万円以上です。 この場合、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで1預入明細毎に次の通り順次解約します。 ①特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数の少ないものから解約します。 ②前記①により最後に解約することとなった期日指定定期預金については、払戻請求書から前記①の方法にしたがって解約した金額を控除した金額を解約（以下「一部解約」といいます。）します。
6. 利息 (1)適用金利	・ お預入れ時(または自動継続時)に定めた利率のうち、次の実際に預けられた期間に応じた利率を適用します。 ① 1年以上2年未満 ② 2年以上3年以内 ・ 自動継続時には、原則として、当行の国内本支店の店頭に表示するこの預金の利率を適用します。 ・ 満期日前の解約時には、後記11の利率を適用します。 ・ 満期日(自動継続する場合を除きます。)を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。

<p>(2) 利息支払</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 課 税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の期日指定定期預金毎に、満期時に一括して支払います。 ・ 一部解約をする場合は、解約する元金部分についてお預入れ日からその解約日の前日までの日数に応じ、上記(1)に定められた利率によって計算し、一部解約する元金とともに支払います。 ・ なお、満期日まで預けられた、一部払戻し後の残額(元金)の利息については、満期日(入金口座の解約等により満期日以後になることもあります。)にお預入れ時(自動継続されている場合は、継続時)に定められた利率により計算して支払います。 ・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、1年複利の方法で計算します。 (「1年複利の方法」とは、お預入れ日から1年毎に利息計算を行い、この利息を仮に元金に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。) ・ 財産形成年金預金と合算で元金(継続時に元金に組入れた利息を含みます。)合計550万円を限度として非課税とすることができます。 ・ 上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%(※))となります。 (※) 復興特別所得税が付加されております。 						
7. 手数料	_____						
8. 付加できる特約事項	_____						
9. 預金保険の適用	・ 預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。						
10. 元本欠損リスクと要因	_____						
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5. の払戻要件以外の目的で払い戻すときは、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されるとともに、それ以降の利息についても課税されます。 ・ 個々の期日指定定期預金をそれぞれの満期日前に解約する場合には、実際のお預入れ期間の長さに対応して、次の通り、中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払戻します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 40%;">6 カ月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>6 カ月以上 1 年未満</td> <td>2 年以上利率×40%</td> </tr> </table> ただし、Bの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。 	A	6 カ月未満	解約日における普通預金利率	B	6 カ月以上 1 年未満	2 年以上利率×40%
A	6 カ月未満	解約日における普通預金利率					
B	6 カ月以上 1 年未満	2 年以上利率×40%					
12. 想定されるリスク	_____						
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772 						
14. その他の説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利については、窓口までお問い合わせください。 ・ 1年に1回以上の預入がない場合等、財産形成住宅預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税扱いとされていても課税扱いとなります。くわしくは窓口までお問い合わせください。 ・ 住宅の新築・購入および増改築の内容につきましては一定の条件があります。くわしくは窓口までお問い合わせください。 						

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none">・財産形成住宅預金（5年スーパー定期型）・財産形成住宅預金（10年スーパー定期型）：新規受付のお取扱いを中止いたしました。
2. 期間	<ul style="list-style-type: none">・積立期間は5年以上で、年1回以上の預入が必要です。 ただし、積立期間5年未満でも要件を満たす目的での払戻しは可能です。・預入毎に「5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）」を作成します。・自動継続の取扱いにより、前回と同一の期間で満期日を順延します。ただし、10年スーパー定期は満期日毎に5年スーパー定期へ自動的に切替します。
3. ご利用可能な方	<ul style="list-style-type: none">・当行と財産形成住宅預金の取扱契約を締結した企業（以下「事業主」といいます。）の勤労者の方で、財産形成住宅預金契約時に満55歳未満の方・おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
4. お預入れ方法	<ul style="list-style-type: none">・事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引きして預入します。・同一日に預入された預金は、これをとりとめ1件の自由金利型定期預金（M型）とします。・預入金額は100円以上で1円単位です。
5. 払戻方法 （払戻要件）	<ul style="list-style-type: none">・自己の居住する住宅取得費用および増改築費用等の支払いに充てる場合に限定されます。・住宅の取得・増改築等を行う前に積立残高の90%まで、一度限り一部払戻しができます。この場合、一部払戻しの日から2年以内かつ住宅取得の日から1年以内に残額を払出す必要があります。払戻しには住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなど、所定の書類が必要になります。・積立金額の一部払戻しは1万円以上です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 課税	<ul style="list-style-type: none">・お預入れ時の約定利率を、満期日まで適用します。自動継続時には、原則として、当行の国内本支店の店頭に表示するこの定期預金の利率を、適用します。・満期日前の解約時には、＜別表＞の利率を適用します。・個々の自由金利型定期預金（M型）毎に満期日に一括して支払います。・付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、6カ月複利の方法で計算します。 （「6カ月複利の方法」とは、お預入れ日から6カ月毎に利息計算を行い、この利息を仮に元金に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。）・財産形成年金預金と合算で元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計550万円を限度として非課税とすることができます。・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%（※））となります。 （※）復興特別所得税が付加されております。
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	_____
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none">・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。

10. 元本欠損リスクと要因	_____
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5. の払戻要件以外の目的で払い戻すときは、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されるとともに、それ以降の利息についても課税されます。 ・ やむをえず個々の自由金利型定期預金（M型）を満期日前に解約する場合は、個々の自由金利型定期預金（M型）について〈別表〉の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	_____
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
14. その他の説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利については、窓口までお問い合わせください。 ・ 財産形成住宅預金(10年スーパー定期型)については、すでに新規受付のお取扱いを中止いたしました。 ・ 1年に1回以上の預入がない場合等、財産形成住宅預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税扱いとされていても課税扱いとなります。くわしくは窓口までお問い合わせください。 ・ 住宅の新築・購入および増改築の内容につきましてはは一定の条件があります。くわしくは窓口までお問い合わせください。

<別表>

○中途解約利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の自由金利型定期預金（M型）を満期日前に解約する場合は、約定したお預入れ期間に対する実際のお預入れ期間の長さに対応して、次の通り中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により6カ月複利の方法で計算した利息とともに払い戻します。 <p>(1) 5年スーパー定期の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>A 6カ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B 6カ月以上1年未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>C 1年以上2年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>D 2年以上3年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>E 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>F 4年以上5年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</p> <p>(2) 10年スーパー定期の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>A 6カ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B 6カ月以上2年6カ月未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>C 2年6カ月以上3年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>D 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>E 4年以上5年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>F 5年以上6年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>G 6年以上7年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>H 7年以上8年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>I 8年以上9年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>J 9年以上10年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、BからJまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</p>	A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率	B 6カ月以上1年未満	約定利率×10%	C 1年以上2年未満	約定利率×20%	D 2年以上3年未満	約定利率×30%	E 3年以上4年未満	約定利率×50%	F 4年以上5年未満	約定利率×70%	A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率	B 6カ月以上2年6カ月未満	約定利率×10%	C 2年6カ月以上3年未満	約定利率×20%	D 3年以上4年未満	約定利率×30%	E 4年以上5年未満	約定利率×40%	F 5年以上6年未満	約定利率×50%	G 6年以上7年未満	約定利率×60%	H 7年以上8年未満	約定利率×70%	I 8年以上9年未満	約定利率×80%	J 9年以上10年未満	約定利率×90%
A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率																																
B 6カ月以上1年未満	約定利率×10%																																
C 1年以上2年未満	約定利率×20%																																
D 2年以上3年未満	約定利率×30%																																
E 3年以上4年未満	約定利率×50%																																
F 4年以上5年未満	約定利率×70%																																
A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率																																
B 6カ月以上2年6カ月未満	約定利率×10%																																
C 2年6カ月以上3年未満	約定利率×20%																																
D 3年以上4年未満	約定利率×30%																																
E 4年以上5年未満	約定利率×40%																																
F 5年以上6年未満	約定利率×50%																																
G 6年以上7年未満	約定利率×60%																																
H 7年以上8年未満	約定利率×70%																																
I 8年以上9年未満	約定利率×80%																																
J 9年以上10年未満	約定利率×90%																																